に係るものに限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県八十・〇％分」という。）

［イ～エ　略］

(17)～(19)　［略］

(20)　令和六年度補正予算債

ア　公共事業等（令和六年度一般会計の予備費の使用（令和六年四月二十三日閣議決定）、令和六年度一般会計の予備費の使用（令和六年六月二十八日閣議決定）、令和六年度一般会計の予備費の使用（令和六年九月十日閣議決定）及び令和六年度一般会計の予備費の使用（令和六年十月十一日閣議決定）に係るものに限る。）並びに令和六年能登半島地震への対応及び令和六年九月二十日からの大雨への対応に伴う投資的経費（令和六年度補正予算（第一号）に係るものに限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県八十・〇％分」という。）

イ　アに掲げる事業以外の公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県七十二・〇％分」という。）

ウ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県六十・〇％分」という。）

エ　ア、イ及びウに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県五十・〇％分」という。）経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県八十・〇％分」という。）

［イ～エ　同上］

(18)～(20)　［同上］

［新設］